

政令で定める特別事情（国民健康保険法施行令第 28 条の 6）

- 1 世帯主がその財産につき災害を受け、または盗難にかかったこと。
- 2 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- 3 世帯主がその事業を廃止し、または休止したこと。
- 4 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- 5 上記に類する事由があったこと。

原爆一般疾病医療費の支給等（国民健康保険法第 54 条の 3 第 4 項）

- 1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給
- 2 その他厚生労働省令（※国民健康保険法施行規則（第 27 条の 4 の 2））で定める医療に関する給付
 - (1) 児童福祉法第 19 条の 2 第 1 項 の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第 20 条第 2 項の医療に係る療育の給付又は同法第 21 条の 5 の 29 第 1 項 の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第 24 条の 20 第 1 項（同法第 24 条の 24 第 3 項 において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給
 - (2) 予防接種法第 16 条第 1 項第 1 号又は第 2 項第 1 号（新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 5 項 から第 7 項 までの規定により適用される場合を含む。第 27 条の 12 第 2 号において同じ。）の医療費の支給
 - (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条第 1 項の自立支援医療費、同法第 70 条第 1 項の療養介護医療費又は同法第 71 条第 1 項の基準該当療養介護医療費の支給
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 30 条第 1 項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
 - (5) 麻薬及び向精神薬取締法第 58 条の 17 第 1 項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
 - (6) 母子保健法第 20 条の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給
 - (7) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 16 条第 1 項第 1 号又は第 20 条第 1 項第 1 号の医療費の支給
 - (8) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条第 1 項又は第 37 条の 2 第 1 項又は第 44 条の 3 の 2 第 1 項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
 - (9) 石綿による健康被害の救済に関する法律第 4 条第 1 項の医療費の支給
 - (10) 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法第 4 条第 1 号の医療費の支給
 - (11) 特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第 12 条第 1 項の定期検査費、同法第 13 条第 1 項の母子感染防止医療費又は同法第 14 条第 1 項の世帯内感染防止医療費の支給
 - (12) 難病の患者に対する医療等に関する法律第 5 条第 1 項の特定医療費の支給
 - (13) 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第 3 条又は第 4 条の医療費の支給
 - (14) 国民健康保険法施行令第 29 条の 2 第 8 項の規定による高額療養費の支給（長期特定疾病）
 - (15) 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

※1 令和 7 年 6 月 1 日厚生労働省令第 62 号での表示となっています。その後の改正があった場合は最新の法令によります。